

議案第一号

三朝町議会運営委員会規程（昭和二十九年一月二十二日議案規則第一号）
の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十年六月二日提出

三朝町議会議長 天野廉三

三朝町議会運営委員会規定の一部改正規程

第三條

第三條中「委員四名」とあるを「委員は各等任委員より一名をもちて組織する」とに改める

第四條

委員長は議長、副委員長は副議長をもちてこれに当て委員は各等任委員より委員長の互選された委員を充てる

第七條第二項

委員に事故があるときはその委員の属する委員のうちから代理を定める

附 則

この規程は公布の日より施行する。

昭和三十年六月二日議決

原案可決

東伯郡三朝町議會議長 天野廉

